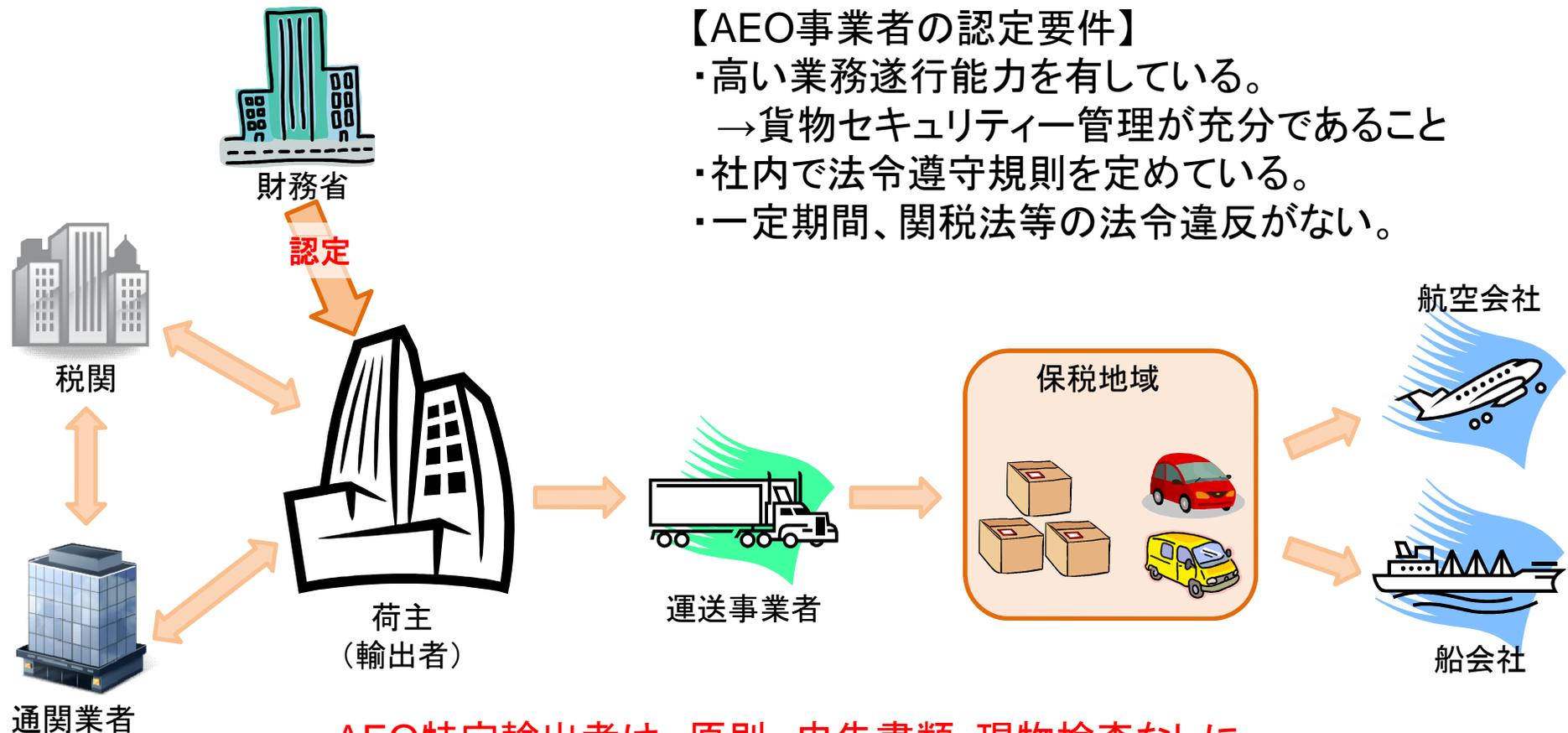


# AEO制度の概要

AEO制度とは、貨物のセキュリティー管理とコンプライアンス(法令遵守)の体制が整備された事業者として、**財務省の認定を受けた企業**が、税関手続きの簡素化・迅速化等のメリットを得る制度。



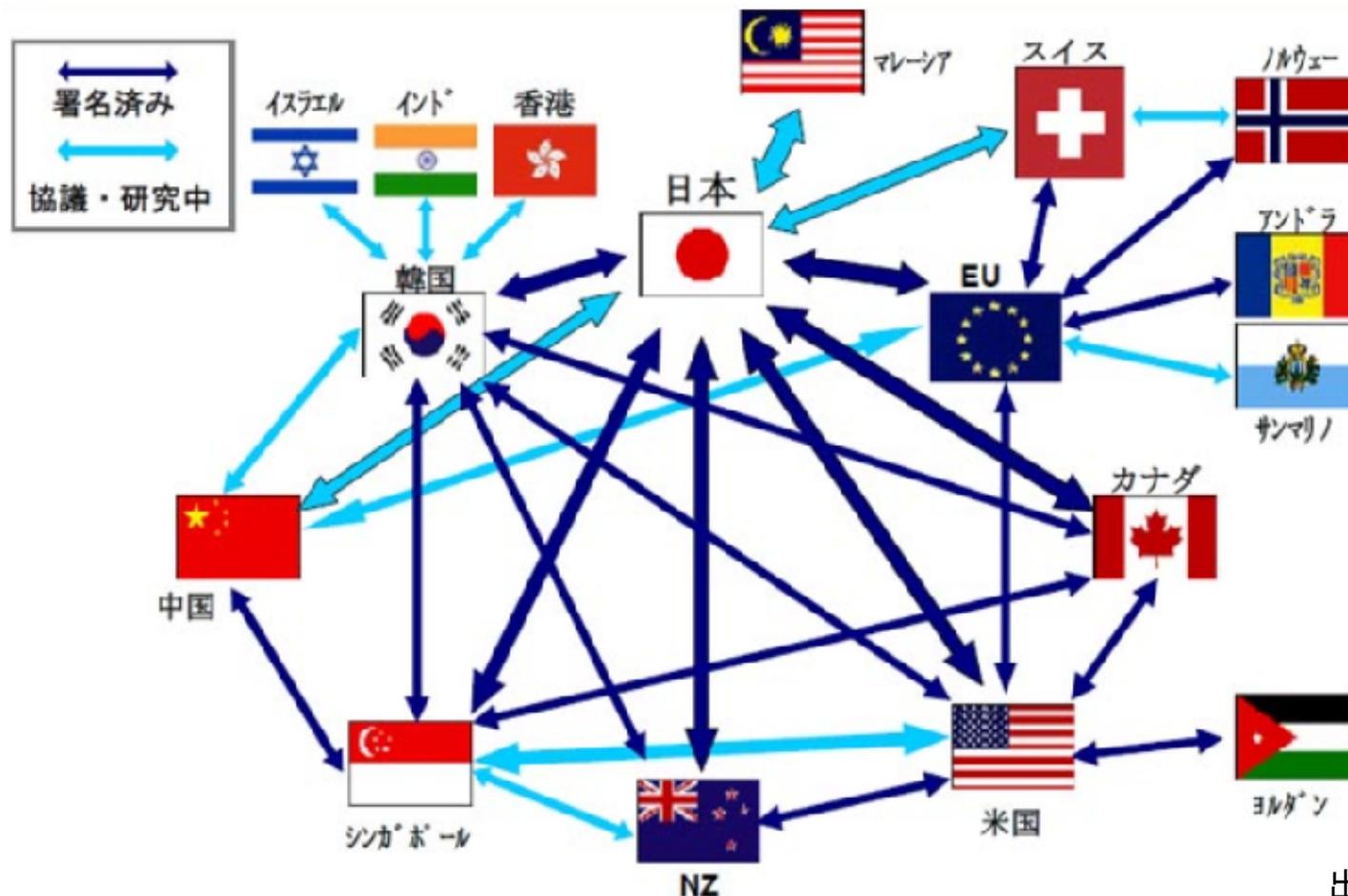
## 【AEO事業者の認定要件】

- ・高い業務遂行能力を有している。  
→貨物セキュリティー管理が充分であること
- ・社内で法令遵守規則を定めている。
- ・一定期間、関税法等の法令違反がない。

**AEO特定輸出者は、原則、申告書類・現物検査なしに一貫した通関・輸出が可能。**

# AEO制度の相互承認の現状

- 二国間物流におけるセキュリティーレベルを向上させつつ、国内外一貫した一層の物流円滑化を目指し、AEO制度を有する二国間で相互承認が進んでいる。
- 日本は米国・EUの両方と相互承認を実施している唯一の国であり、特に、米国については、昨年12月より、これまで一方通行であった相互承認が双方向化され、関係が更に強化・深化された。



# AEO特定輸出者に求められる要件

- ・法令遵守規則や実施規則の遂行に必要な措置の制定
- ・総括管理部門による管理の実施や事業部門における適切な業務遂行
- ・税関手続きの適切な履行
- ・**貨物管理の適切な履行**
  - 取扱貨物の安全確保のために求められている貨物管理措置の一例
    - 人や車両、貨物の出入り管理及び記録
    - 施錠やフェンスの設置、監視カメラや警備員の配備
    - AEO貨物とその他の貨物の区分
- ・監査体制の整備
- ・関連会社の指導等
- ・社内及び税関との連絡体制の確立
- ・帳簿書類の作成及び保管
- ・その他

新KS/RA制度における  
主なKS要件と**重複**

## 【要望】

新KS/RA制度の要件を、AEO制度の要件水準へと調和することにより、AEO認定企業については、100%スクリーニングから適用除外として頂きたい。

## 【理由】

- ・AEO認定者はサプライチェーンにおけるセキュリティー体制について日本政府の認可を受けている。
- ・米国版AEO制度(C-TPAT)は、日本のAEO制度と相互承認されている。

## 【更なる要望】

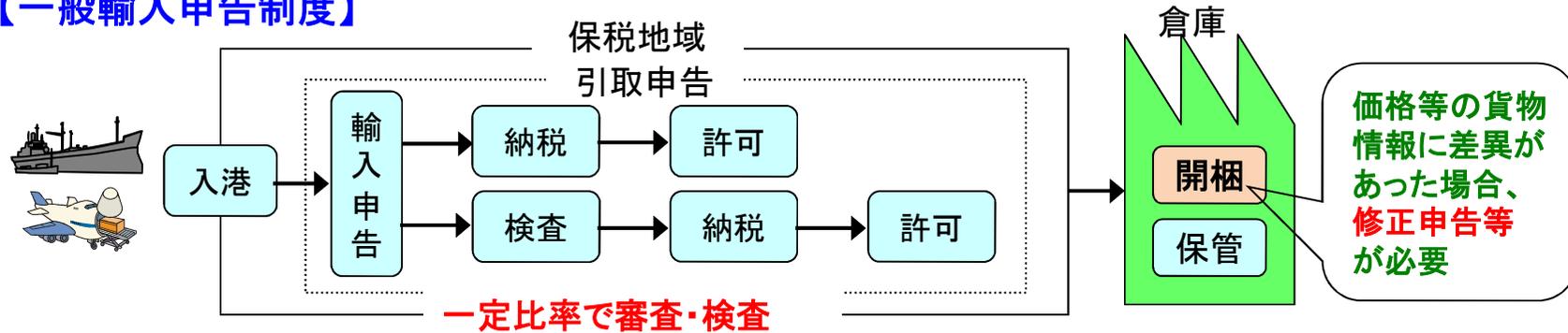
- ・空港セキュリティの体制強化
- ・海上コンテナ貨物への影響最小化

## 2.輸出入通関等の円滑化に向けたご提案

②AEO特定輸出申告制度における申告  
内容の船積後訂正の簡素化

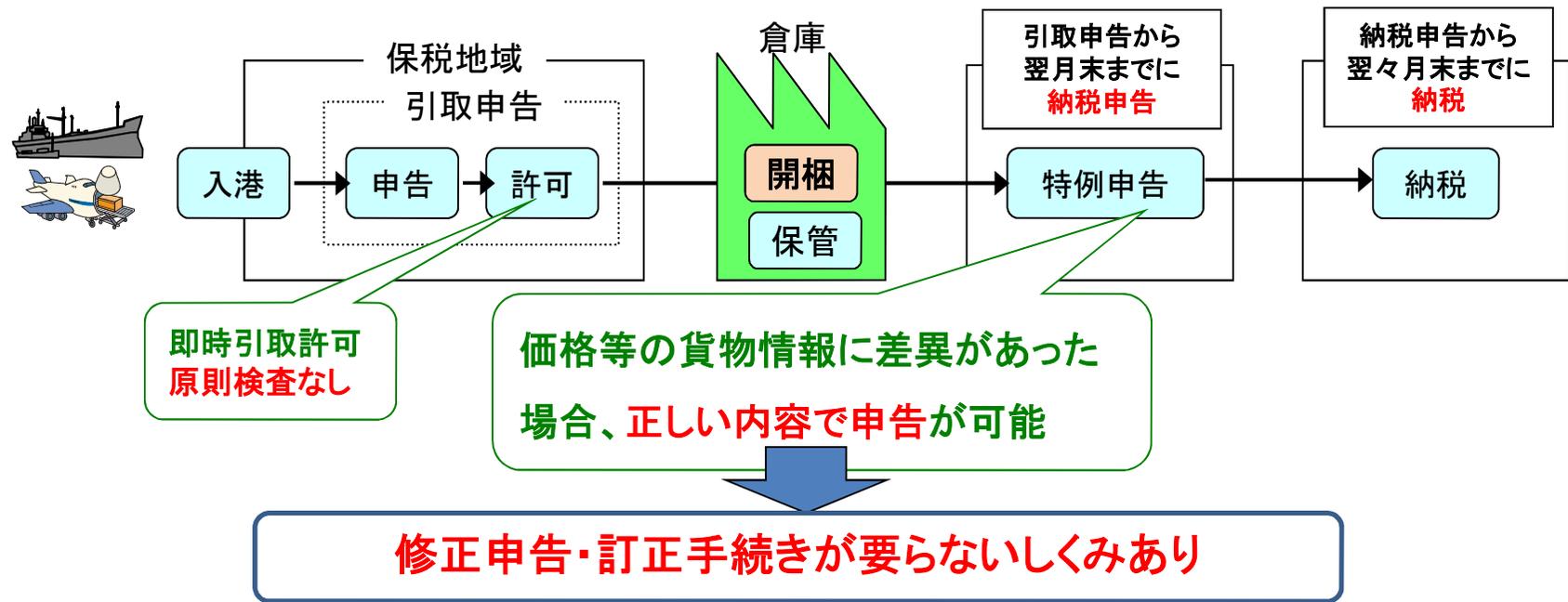
# AEO事業者が利用する特例輸入申告制度

## 【一般輸入申告制度】



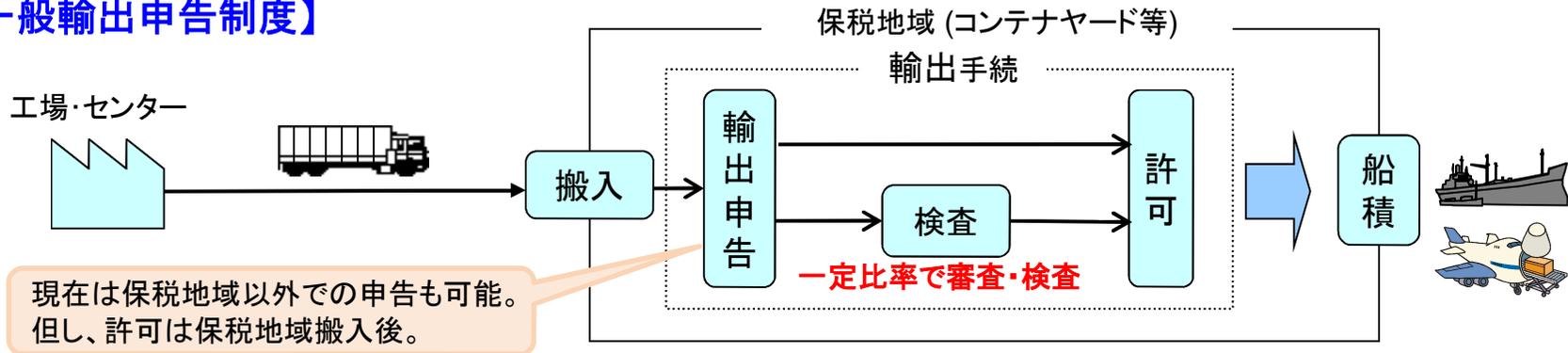
## 【特例輸入申告制度】

輸入申告と納税申告を分離し、貨物の引取後に納税申告を行うことができる良い制度。



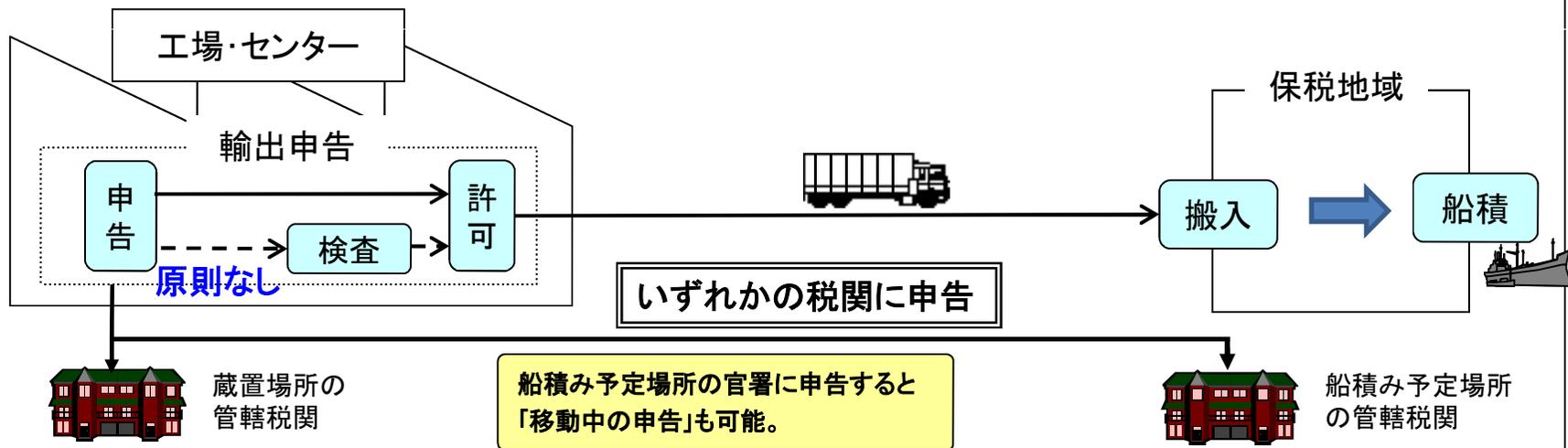
# AEO事業者が利用する特定輸出申告制度

## 【一般輸出申告制度】



## 【特定輸出申告制度】

貨物はどこにあっても申告でき、原則、審査・検査はなく即時許可の良い制度。



船積後に申告内容に差異が発見された場合のNACCSでのデータ訂正のしくみがない。

「個数」「数量」「申告価格」の変更を税関に説明後、書類で変更申請が必要。

## 【要望】

AEO特定輸出者に対しては、短期間かつ少額であれば、NACCS上での輸出申告データの訂正を許可して頂きたい。

## 【理由】

- ・イレギュラー発生時の訂正手続きの簡素化
- ・輸出申告に係る時間・工数の削減

## 3.まとめ

### 3.まとめ

- AEO事業者のベネフィット拡大  
→日本における物流の円滑化促進
- Level Playing Fieldの確保  
→国際競争力の強化